

て吉事の相はなく、悪事の告のみ也、とかく天道より味方の利を罰し給ふと見へたり、かくのごとくたがひの運の勝劣果報のさかんなること、末ごの時節にやあらん、先陣一軍の大將鎮周、我差圖をそむき、軍法を破る事、是不忠のいたりなり、殊に大守の御差圖の御目利むなくなる事、不忠の上の逆心なり、諸軍の心得も鎮周に同意や否、かく物の喰違ひする事、皆是天運也、此度の軍に利をうしなひなば、我ながらへて詮なき事と思ひ入、秘傳の數卷を燒捨、平人に成かわり、討死す、

〔武家碎玉話脱漏〕一源君家秀頼卿を、二條城にて饗せらるべしと詢ありしに、母公淀殿危怖て、其時の軍配者白井龍伯は、占候に長じたる者ゆへ、龍伯吉凶を考しむ、龍伯七日潔齋して、香を燒て、其煙氣を見ること三度ながら大凶に當る、其趣を書て、片桐東市正に示す、市正、私宅に呼、故を問、龍伯、大凶なり、往ば必害にあはんと云、且元煙氣は吾曾て知らざる所なり、然共秀頼往すば兵起らん、往ば難なからし、是を以見る時は、勘文を書かへて、吉也とせよといふ、龍伯きかず、去るて、其咎は吾あづからむといへば、止事を得ずして、吉也と書かへて、不慮あらばいかせん、と憂るを、市正笑て、秀頼公害に逢はせ給は、吾も共に死せん、誰あつて罪を刻せんやと云、市正、龍伯が勘文を奉りければ、淀殿大に喜んで、秀頼卿を二條に往しめらる、無事に歸城ありければ、淀殿龍伯を賞して、白銀百枚を給ふ、其外これかれより金銀多く贈り、龍伯、市正の宅に行、今鄙生金銀を得たるは、貴公の故なりとて拜謝す、夫より氣を見る術を止て閑居せり、或人云、軍者の諸家日取法繁も集て見るに、一月の中、其中の吉を取れば悉く吉日と成、凶をとれば悉く凶と成、依之元來吉凶なしといへば、物を破るの誤を生ず、又是吉凶有といへば、事に惑ふ患深し、故に見る者をして獨さとらしむ、

〔續近世叢語七術解〕小瀬甫菴、授易江都、會水道新成、水道者、引玉川北行二里餘、東注伏渠、所在分之爲